

白馬村観光地経営ビジョン(案)に対するパブリックコメント

令和7年12月

白馬村観光課

趣 旨

はじめに、平成28年に策定した「白馬村観光地経営計画」は、令和7年度をもって10年間の計画期間が満了となります。今年度は、令和8年度からの向こう10年間の観光地経営の指針となる新たなビジョンの策定に向けて、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成29年白馬村条例第25号)に基づく附属機関の「白馬村観光地経営会議(以下「経営会議」という。)において、新たなビジョンの策定を進めています。

新たなビジョンは、現計画の具体的戦略に掲げた取り組みの実績と成果、積み残し課題及び白馬村を取り巻く現況の社会経済情勢等を踏まえつつ、名称を「計画」から「ビジョン」に改めるとともに、日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の視点を取り入れた内容への刷新を進めているところです。

また、新たなビジョンは、村内の観光事業者や関係団体をはじめとして、地域一丸となって掲げた目標像を共有し、その実現に向けた具体的戦略の取組を、それぞれの立場で実践することの指針として位置付けるとともに、宿泊税の使途条例(白馬村持続可能な観光地経営に関する条例)に紐づく、法定戦略として策定するものです。

今般、これまでの経営会議での協議を踏まえ、新たなビジョン(案)を作成しましたので、これを村民及び村内事業所等の皆さまにお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せくださいますようお願いします。

実施要領

1. 公表資料

白馬村観光地経営ビジョン(案)

2. 閲覧場所

- ・白馬村行政公式ホームページ
- ・白馬村役場観光課

3. 募集期間

令和7年12月25日(木曜日)から令和8年1月23日(金曜日)まで

4. 意見を提出できる方

- ・村内に住所を有する方

- ・村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体
- ・村内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・村内の学校に在学する方

5. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ・窓口持参 白馬村役場観光課へ直接提出
- ・郵 送 〒399-9393 白馬村大字北城7025番地 白馬村役場観光課宛
- ・ファックス 0261-72-6311 白馬村役場観光課 宛
- ・メール kanko@vill.hakuba.lg.jp (メールの件名には「白馬村観光地経営ビジョン(案)に対する意見」と明記してください)

【留意事項】

- ・意見の提出にあたっては、住所、氏名、電話番号を明記してください。(匿名の意見は承れません)
- ・意見記録の正確性を期すため、電話や口頭による意見は承れません。

6. 意見用紙

上記「2.」の閲覧場所で配布する「意見用紙」を用いてください

7. 意見の取扱い及び公表

- ・提出された意見については、その内容をとりまとめ、村の考えを整理して白馬村行政公式ホームページで公表します。なお、ご意見等に対する個別の回答はいたしませんのでご承知ください。

問い合わせ

この意見募集についてのご質問等は、次の連絡先までお問い合わせください。

白馬村役場観光課

〒399-9393 白馬村大字北城7025番地

電 話 : 0261-85-0722

ファックス : 0261-72-6311

メ ー ル : kanko@vill.hakuba.lg.jp

白馬村観光地経営ビジョン(案)に対する意見用紙

| 項目 | 意見の内容 |
|--------------|-------|
| | |
| | |
| | |
| 【その他 全体を通して】 | |

提出者

| | |
|-------------------------|------------------------------|
| 住 所 | 〒 |
| 氏 名 (右欄のいずれかに○印) | ア 村内に住所を有する方 |
| | イ 村内に事務所又は事業所を有する者及び法人その他の団体 |
| | ウ 村内に存する事務所又は事業所に勤務する方 |
| | エ 村内の学校に在学する方 |
| 電話番号 | |

※令和8年1月23日(金曜日)までに以下の方法により提出してください

- ・窓口持参 白馬村役場観光課へ直接提出
- ・郵 送 〒399-9393 白馬村大字北城7025番地 白馬村役場観光課 宛
- ・ファックス 0261-72-6311 白馬村役場観光課 宛
- ・メ ー ル kanko@vill.hakuba.lg.jp (メールの件名には「白馬村観光地経営ビジョン(案)に対する意見」と明記してください)